

平成23年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 砂丘事務所 くらしの安心推進課 住宅政策課 西部総合事務所県民局	1 2 4 5 6 7 9
	2 歳入歳出事項別明細書		10
	3 節の明細		15
	4 債務負担行為に関する調書		16

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 6号	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について	くらしの安心推進課	17
議案第 7号	鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	西部総合事務所県民局	23
議案第10号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	住宅政策課	26

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について (平成23年6月27日専決)	景観まちづくり課	27
	(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成23年8月26日専決)	住宅政策課	29
報告第 6号	長期継続契約の締結状況について	公園自然課	30

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,325,061	46,729	2,371,790			118,244	△ 71,515	
水・大気環境課	611,869	92,979	704,848	92,979				
砂丘事務所	43,148		43,148					
くらしの安心推進課	123,763	2,000	125,763				2,000	
住宅政策課	2,342,171	672,189	3,014,360		20,000		652,189	
西部総合事務所 県民局	22,202	104	22,306				104	
合計	6,699,701	814,001	7,513,702	92,979	(20,000) 20,000	118,244	582,778	県負担額 602,778
(一般会計)								
環境立県推進課	とっとり発グリーンニューディール基金事業に係る補正 住宅用太陽光発電等導入促進事業に係る補正							
水・大気環境課	放射能調査に係る補正							
砂丘事務所	[債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
くらしの安心推進課	(新) 生食用食肉の安全性確保対策事業に係る補正							
住宅政策課	(新) 被災者生活再建支援基金出捐金に係る補正 (新) 被災者向け民間賃貸住宅借上げ等事業に係る補正							
西部総合事務所県民局	(新) 大山駐車場管理運営事業に係る補正							

(注) 起債欄の上段()書きは交付税措置額を除いた金額である。
総負担額は起債欄の()書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
とっとり発グリーンニューディール基金事業	59,595	24,729	84,324			24,729		
トータルコスト	60,394	24,729	85,123	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金事務、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	環境をキーワードとして県内の産業の活性化と雇用創出を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域における地球温暖化対策等の取組みを実施するため創設した「とっとり発グリーンニューディール基金」を財源とする事業の一つとして、市町村で実行する地球温暖化対策等の事業に対して補助金交付を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

実施主体	事業名	補助金額	事業効果
境港市	市内全防犯灯LED化事業	10,000	・市内全域の防犯灯を一斉にLEDに切り替えることにより相当規模のCO2削減及び節電効果が期待できる。 ・リースによる導入をモデル的に行うことにより県内の民間事業所等への波及効果が期待できる。
湯梨浜町	保育所省エネ設備導入事業	14,729	・太陽光発電設備の導入と太陽光発電を利用した街路灯を複合的に導入することによりCO2削減及び節電効果が期待できるとともに保育所への導入により環境学習効果も期待できる。

(参考) とっとり発グリーンニューディール基金の概要

- ・平成21年6月設置
- ・基金の目的：地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用の創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。
- ・対象事業：基金の目的を達成するために平成23年度までに実施する事業

(単位：千円)

基金総額	執行済額 (H21～22年度)	平成23年度執行見込額
894,982	531,956	363,026
		うち今回補正額 118,244
		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電補助に充当 93,515 ・とっとり発グリーンニューディール基金事業に充当 24,729

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7895)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
住宅用太陽光発電等導入促進事業	144,070	22,000	166,070			93,515	△71,515	
トータルコスト	145,668	22,000	167,668	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを理解し、地球温暖化の防止に取り組む。 ・自然エネルギーの導入量：110,000kW (平成19～22年度で60,000kW)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

家庭におけるCO2排出量を削減するため太陽光発電システムとLED照明、高効率給湯器等の省エネルギー設備を同時に導入する事業に対して、市町村と連携して支援を行う。

2 主な事業内容

7市町村から増額の要望が出され、県としても、再生可能エネルギーを核としたエネルギーシフトを進めていることから、増額補正に対応する。

また、とっとり発グリーンニューディール基金の執行残を一般財源分に充てるため、財源更正する。

《事業費内訳》※事務費を除く

区分	事業費 (千円)	導入見込件数 (件)	導入見込量 (kW)
交付決定済	140,956	749	2,996
今後執行見込	24,900	125	500
合計	165,856	874	3,496

※市町村の増額見込：24,900千円 (125件)

〔米子市：7,800千円 (60件)、岩美町：2,200千円 (10件)
三朝町：1,000千円 (5件)、湯梨浜町：2,500千円 (10件)
北栄町：2,900千円 (10件)、日吉津村：4,500千円 (10件)
南部町：4,000千円 (20件)〕

3 これまでの取組状況、改善点

住宅用太陽光発電については、平成21年度6月補正予算において、新しい補助制度(市町村への補助率3分の2)を創設し、平成21年度は飛躍的に導入量が増えた(平成20年度の約3倍、2,449kW)。

平成22年度から、とっとり発グリーンニューディール基金を財源とするため、省エネ設備等との複合的な導入が行われることを条件とした補助制度に変更。平成22年度は、平成21年度の導入量を更に上回る2,604kWであった。

○平成22年度末までの住宅用太陽光発電累積導入量： 14,716kW (3,679戸分相当)
目標達成率： 16.5%

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査	15,725	92,979	108,704	92,979				
トータルコスト	21,317	92,979	114,296	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	放射能測定、測定結果とりまとめ、委託報告書作成、緊急モニタリングの実施				
工程表の政策目標（指標）	—							

1 事業の目的・概要

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、国はモニタリング調整会議から示された総合モニタリング計画に基づき第二次補正予算において環境放射能水準調査に係る全国の放射能調査体制を強化することとしており、県民の健康や安全・安心に応える「きめ細やかなモニタリング」を実施するため、国の委託を受けて放射線測定調査を強化する。

2 主な事業内容

放射線測定調査を強化するため、モニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器等の測定機器を増設する。

【内訳】

（単位：台、千円）

機器	概要	既存台数	追加台数	金額
モニタリングポスト	固定設置し、24時間連続的に空間放射線量を測定する装置	1	5	64,000
ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素等の核種毎に放射能を分析する装置	1	1	25,532
サーベイメータ	可搬型で放射線を測定する装置	1	3	1,608
エアースンプラー	空気中のチリやホコリを収集する装置	1	3	1,839

【国のモニタリングポスト配置の考え方】

子どもの健康や国民の安全・安心に応えるため、地上から1mの高さを測定することを原則として、以下の場所を選定し、ポストを配置。

- ・原子力施設の立地場所からの距離が近い地点
- ・これまでの放射線測定において、周囲に比べて放射線量が高い場所
- ・子どもの健康を最優先に人が集まる場所を考慮

→ 具体的な設置場所については、上記を踏まえ、現在検討中

（備考：既設）

衛生環境研究所（湯梨浜町）、木地山（三朝町：危機管理局所管）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・文部科学省からの委託により、全ベータ放射能調査、核種分析調査、空間線量調査等の環境放射能水準調査を実施。
- ・上記、設備配備を行うことにより、一層のモニタリング強化が図られる。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0583)

1目 観光費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	15,271	〔債務負担行為〕 15,000 0	〔債務負担行為〕 15,000 15,271				〔債務負担行為〕 15,000	
トータルコスト	27,253	0	27,253	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	砂丘の多角的な魅力の発掘・情報発信を行う。 新発見伝事業による年間を通じたイベントの実施：10事業 ホームページアクセス数：25,000件(平成23年度)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 地域の活性化に寄与することを目的として、鳥取砂丘の新しいイメージを創造し、広く全国に向けた情報発信を行うため、鳥取砂丘再生会議(利活用部会)が、鳥取砂丘の新たな魅力を発見する各種イベントを民間から公募し、各イベント主催者に補助金を交付する「鳥取砂丘新発見伝事業」に対して助成する。 この事業を年度当初から計画的かつ効率的に実施するため、債務負担行為を設定するものである。								
2 主な事業内容 (1) 鳥取砂丘新発見伝イベントについて 平成24年度分は、平成23年11月から公募を行い、平成24年2月までに実施イベントを決定する予定。								
(2) 平成24年度事業費 30,000千円 (内訳) 鳥取県 15,000千円 鳥取市 15,000千円								
(3) スケジュール 平成23年11月～平成24年1月 イベント公募期間 平成24年 1月～平成24年2月 応募イベントの審査、開催イベント決定 平成24年 2月～平成24年4月 各イベントの準備、広報開始 平成24年 4月以降 各イベントの実施								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7284)

2目 食品衛生指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 生食用食肉の 安全性確保対策事業	0	2,000	2,000				2,000	
トータルコスト	0	2,799	2,799	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的

生食用食肉の衛生を確保するため、食肉処理業者が生食用食肉を加熱殺菌するために行う設備の導入を支援する。

2 事業内容

食肉処理業者が衛生的な生食用食肉を提供する目的で、加熱殺菌を行うために必要となる容器包装の設備を購入する経費の一部を助成する。

補助対象者	生食用食肉を取り扱う食肉処理業者
補助率及び補助上限額	1/2 (補助上限額: 200千円/件)
補助対象経費	生食用食肉を容器包装し密封するための設備の購入経費 (真空包装機 コンプレッサー)

【参考】

本補正予算に関連する食品衛生法第11条に基づき定める生食用食肉に係る規格基準(平成23年10月1日告示予定)の主な内容

(加工基準)

- ・生食用食肉の加工は他の設備と明確に区分され、洗浄及び消毒に必要な専用の設備を有した衛生的な場所で行うこと。
- ・加工器具は一つの肉塊の加工ごとに、洗浄した上で、83℃以上の温湯を用いて消毒すること。
- ・加工は一定の技術・知識を有した者が行うか、又はその者の監督下で行うこと。
- ・病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理はしないこと。
- ・加工に使用する肉塊は、凍結させていないものであって衛生的に枝肉から切り出すこと。
- ・気密性のある清潔で衛生的な容器包装に入れ、密封した後、肉塊の表面から1cm以上の深さを60℃で2分間以上加熱する方法又は同等以上の方法による加熱処理を行った後、速やかに10℃以下に冷却すること。その加熱処理の記録は1年間保存すること。

3 これまでの取組みと改善点

平成23年4月に他県において発生した食肉の生食を原因とする食中毒事件に鑑み、食品の安全性を確保し、県民の健康を守るため、生食用食肉等の取扱いに関する公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準(生食用食肉衛生衛生管理責任者の設置義務、生の牛又は馬の肉等による食中毒の危険性の周知など)について定めることとし、食品衛生法施行条例の一部改正案を本議会に付議した。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 被災者生活再建支援基金出捐金	0	661,524	661,524		<20,000> 20,000		641,524	県負担額 661,524
トータルコスト	0	661,524	661,524	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	基金の拠出に係る事務手続き				
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>○被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災による被災世帯に対して、被災者生活再建支援基金より支援金を支給するにあたり、現行基金の残高が不足しているため、不足分の追加拠出及び基金取り崩し後の基金積み戻し分の拠出を行う。</p> <p>基金造成額 600億円 現行基金残高 538億円 支援金支給に必要な額 880億円（現行基金残高では342億円が不足） ※各都道府県拠出額按分方法：世帯数割80%、均等割20%</p> <p>○不足分及び積み戻し分の拠出については全国知事会（H23年7月12、13日）で、国の一般会計補正予算（第2号）の成立を踏まえ早急に各都道府県が対応するよう方針決定されたところ。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基金への不足分追加拠出（東日本大震災に伴う支援金の支払いに対応するもの） 追加拠出額（全体） 342億円 鳥取県拠出額 257,092千円 ※追加拠出による地方負担に対しては、現年度に特別交付税で100%措置される予定。</p> <p>(2) 基金への積み戻し分拠出（基金残高の費消に伴い、基金への積戻しに対応するもの） 積み戻し拠出額（全体） 538億円 鳥取県拠出額 404,432千円 ※積み戻し分拠出による地方負担に対しては、現年度に特別交付税で95%措置される予定であり、残る5%には起債が認められる。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 本県は当該基金へ約4.6億円を拠出を行った。 （内訳） 平成11年度（当初） 約2.3億円（100%起債、80%普通交付税算入） 平成16年度（9月補正） 約2.3億円（100%起債、80%普通交付税算入）</p>								

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7397)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) 被災者向け民間賃貸住宅借上げ等事業	0	(債務負担行為) 12,600 10,665	(債務負担行為) 12,600 10,665				(債務負担行為) 12,600 10,665
トータルコスト	0	13,061	13,061	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	民間賃貸住宅の借上げ及び生活用品の提供			
工程表の政策目標(指標)	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の向上						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により本県へ避難される世帯が入居するための民間賃貸住宅の借上げ等により避難生活を支援する。

2 事業内容

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

ア 初期費用 (1世帯当たり)

(単位: 円)

区分	金額	備考
敷金・礼金	300,000	6月分
賠償責任保険料	15,000	2年分
仲介手数料	31,500	0.525ヶ月分
計	346,500	

イ 家賃等 (1世帯当たり)

(単位: 円)

区分	金額	備考
家賃	60,000	
駐車場料金	5,000	
共益費・管理費	5,000	
計	70,000	

ウ 入居期間 入居日から2年間

エ 民賃借上げ対象世帯数 (推定) 10世帯

オ 経費

区分	支出予定額 (単位: 千円)	算定根拠	備考
平成23年度	7,665	10世帯*346,500円+ 10世帯*70,000円/月 *6か月	
平成24年度	8,400	10世帯*70,000円/月 *12か月	債務負担行為
平成25年度	4,200	10世帯*70,000円/月 *6か月	
債務負担額計	12,600		
合計	20,265		

(2) 生活用品の提供 (家電、衛生用品、台所用品、寝具、食器、衣類等 一式)

ア 費用 (1世帯当たり) 150,000円

イ 経費

	入居予定世帯数	金額 (千円)
民間賃貸住宅	10	1,500
県営住宅等の公的賃貸	10	1,500
計	20	3,000

3 これまでの取組状況、改善点

○本県へ避難された世帯に対し、県営住宅等の公的な賃貸住宅への受入れを行ってきた。

※県営住宅等への避難者世帯数 (市町村営住宅を除く。8/15現在)

県営住宅 17世帯 44名、職員住宅 7世帯 19名

○被災県からの要請や復興の長期化、原発の影響の長期化等を踏まえ、6月23日開催の災害対策本部において、民間賃貸住宅の借上げ及び県営住宅等への受入れ対象を緩和することとしたもの。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局大山中海観光課 (内線：0859-31-9629)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大山駐車場管理運営 事業	0	104	104				104	
トータルコスト	0	903	903	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	指定管理候補者審査委員会の開催				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立大山駐車場の指定管理期間は、平成24年3月末で満了する。

これに伴う次期指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を設置する。

2 主な事業内容

(1) 審査委員会の概要

- ・委員会の開催 (年2回)
- ・委員の構成 (5名)
 - 外部委員 学識経験者 (1名)
 - 税理士又は公認会計士 (1名)
 - 施設分野有識者 (2名)
 - 内部委員 西部総合事務所県民局長 (予定)
- ・任期 委嘱の日から施設の管理に関する協定書締結の日まで

(2) 所要経費

- ・特別旅費 (委員旅費 4名分) 30千円
- ・報償費 (委員謝金 4名分) 74千円

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
							2項 環境衛生費			
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	122,631		122,631	62,119		62,119	44,306		44,306	
2 給料	1,407,754		1,407,754	709,510		709,510	296,570		296,570	
3 職員手当等	768,136		768,136	368,093		368,093	157,725		157,725	
4 共済費	547,964		547,964	278,342		278,342	120,534		120,534	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	2,230		2,230							
8 報償費	65,578	74	65,652	10,483	74	10,557	9,952	74	10,026	
9 旅費	77,367	30	77,397	24,311	30	24,341	19,079	30	19,109	
費用弁償	3,447		3,447	1,054		1,054	899		899	
普通旅費	45,148		45,148	17,286		17,286	12,528		12,528	
特別旅費	28,772	30	28,802	5,971	30	6,001	5,652	30	5,682	
10 交際費										
11 需用費	210,512		210,512	115,649		115,649	69,366		69,366	
12 役務費	78,385		78,385	29,976		29,976	25,293		25,293	
13 委託料	729,127		729,127	396,140		396,140	338,293		338,293	
14 使用料及び賃借料	78,254		78,254	39,855		39,855	32,986		32,986	
15 工事請負費	9,017		9,017	9,017		9,017	9,017		9,017	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	51,776	92,979	144,755	42,554	92,979	135,533	42,013	92,979	134,992	
19 負担金、補助及び交付金	5,526,091	48,729	5,574,820	499,153	48,729	547,882	499,027	48,729	547,756	
20 扶助費	1,377,211		1,377,211							
21 貸付金	959,178		959,178							
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	23,287		23,287	9,421		9,421	9,421		9,421	
26 寄附金	30,500		30,500							
27 公課費	60		60							
28 繰出金										
予備費										
計	12,065,058	141,812	12,206,870	2,594,623	141,812	2,736,435	1,673,582	141,812	1,815,394	
財源										
内	国庫支出金	1,316,394	92,979	1,409,373	154,031	92,979	247,010	154,031	92,979	247,010
内	地方債	12,000		12,000						
内	その他	2,636,414	118,244	2,754,658	260,002	118,244	378,246	256,733	118,244	374,977
内	一般財源	8,100,250	△69,411	8,030,839	2,180,590	△69,411	2,111,179	1,262,818	△69,411	1,193,407

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目						
		2項 環境衛生費					
		2目 食品衛生指導費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	2,275		2,275	41,745		41,745
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	326		326	5,917		5,917
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金						
8	報償費	1,431		1,431	8,373	74	8,447
9	旅費	3,310		3,310	14,759	30	14,789
	費用弁償	52		52	804		804
	普通旅費	2,564		2,564	9,001		9,001
	特別旅費	694		694	4,954	30	4,984
10	交際費						
11	需用費	24,567		24,567	43,588		43,588
12	役務費	2,442		2,442	21,321		21,321
13	委託料	11,070		11,070	326,429		326,429
14	使用料及び賃借料	2,198		2,198	29,560		29,560
15	工事請負費				9,017		9,017
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	788		788	39,930	92,979	132,909
19	負担金、補助及び交付金	1,025	2,000	3,025	477,581	46,729	524,310
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金				9,421		9,421
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金						
	予備費						
	計	49,432	2,000	51,432	1,027,641	139,812	1,167,453
財	国庫支出金	5,341		5,341	140,419	92,979	233,398
源	地方債						
内	その他	34,120		34,120	154,530	118,244	272,774
取	一般財源	9,971	2,000	11,971	732,692	△71,411	661,281

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							6項 住宅費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	271,139		271,139	36,582		36,582	34,561		34,561
2 給料	2,055,114		2,055,114	253,194		253,194	185,283		185,283
3 職員手当等	1,038,262		1,038,262	124,877		124,877	96,497		96,497
4 共済費	808,632		808,632	96,446		96,446	75,281		75,281
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500						
8 報償費	10,804		10,804	1,738		1,738	410		410
9 旅費	47,938		47,938	8,369		8,369	2,971		2,971
費用弁償	4,694		4,694	798		798	260		260
普通旅費	41,214		41,214	6,580		6,580	2,570		2,570
特別旅費	2,030		2,030	991		991	141		141
10 交際費									
11 需用費	669,391	3,000	672,391	69,765	3,000	72,765	60,803	3,000	63,803
12 役務費	119,962	3,465	123,427	19,120	3,465	22,585	14,626	3,465	18,091
13 委託料	5,950,524	74,650	6,025,174	862,470		862,470	386,854		386,854
14 使用料及び賃借料	383,403	4,200	387,603	23,449	4,200	27,649	12,950	4,200	17,150
15 工事請負費	19,433,246	332,148	19,765,394	1,148,531		1,148,531	1,030,954		1,030,954
16 原材料費	3,100		3,100						
17 公有財産購入費	1,155,097	9,500	1,164,597						
18 備品購入費	116,419		116,419	6,809		6,809	100		100
19 負担金、補助及び交付金	8,802,536	69,430	8,871,966	691,551		691,551	524,892		524,892
20 扶助費									
21 貸付金	30,116		30,116	30,116		30,116	30,116		30,116
22 補償、補填及び賠償金	1,629,964	41,800	1,671,764	12,402		12,402	12,402		12,402
23 償還金、利子及び割引料	5,000		5,000						
24 投資及び出資金		661,524	661,524		661,524	661,524		661,524	661,524
25 積立金	128,638		128,638	128,638		128,638	128,638		128,638
26 寄附金									
27 公課費	6,836		6,836						
28 繰出金	3,588		3,588	3,588		3,588			
予備費									
計	42,670,209	1,199,717	43,869,926	3,517,645	672,189	4,189,834	2,597,338	672,189	3,269,527
財 国庫支出金	12,314,963	308,591	12,623,554	641,713		641,713	557,708		557,708
源 地方債	13,575,000	149,000	13,724,000	439,000	20,000	459,000	439,000	20,000	459,000
内 その他	2,275,722	30,505	2,306,227	855,118		855,118	800,959		800,959
取 一般財源	14,504,524	711,621	15,216,145	1,581,814	652,189	2,234,003	799,671	652,189	1,451,860

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目					
	6項 住宅費					
	1目 住宅管理費			2目 住宅建設費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	26,079		26,079	8,482		8,482
2 給料	177,483		177,483	7,800		7,800
3 職員手当等	96,497		96,497			
4 共済費	73,997		73,997	1,284		1,284
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	72		72	338		338
9 旅費	1,180		1,180	1,791		1,791
費用弁償	260		260			
普通旅費	850		850	1,720		1,720
特別旅費	70		70	71		71
10 交際費						
11 需用費	56,195	3,000	59,195	4,608		4,608
12 役務費	12,300	3,465	15,765	2,326		2,326
13 委託料	320,963		320,963	65,891		65,891
14 使用料及び賃借料	9,070	4,200	13,270	3,880		3,880
15 工事請負費	98,818		98,818	932,136		932,136
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費				100		100
19 負担金、補助及び交付金	96,332		96,332	428,560		428,560
20 扶助費						
21 貸付金				30,116		30,116
22 補償、補填及び賠償金				12,402		12,402
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金					661,524	661,524
25 積立金				128,638		128,638
26 寄附金						
27 公課費						
28 繰出金						
予備費						
計	968,986	10,665	979,651	1,628,352	661,524	2,289,876
財源	国庫支出金					
	1,024		1,024	556,684		556,684
	地方債					
				439,000	20,000	459,000
	その他					
	692,089		692,089	108,870		108,870
取	一般財源					
	275,873	10,665	286,538	523,798	641,524	1,165,322

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
節				
1	報酬	134,879		134,879
2	給料	1,017,334		1,017,334
3	職員手当等	519,458		519,458
4	共済費	399,690		399,690
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	19,386	74	19,460
9	旅費	40,589	30	40,619
	費用弁償	3,842		3,842
	普通旅費	28,557		28,557
	特別旅費	8,190	30	8,220
10	交際費			
11	需用費	204,411	3,000	207,411
12	役務費	57,339	3,465	60,804
13	委託料	1,321,956		1,321,956
14	使用料及び賃借料	70,383	4,200	74,583
15	工事請負費	1,157,548		1,157,548
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	49,634	92,979	142,613
19	負担金、補助及び交付金	1,522,509	48,729	1,571,238
20	扶助費			
21	貸付金	30,316		30,316
22	補償、補填及び賠償金	12,402		12,402
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金		661,524	661,524
25	積立金	138,279		138,279
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,588		3,588
	予備費			
	計	6,699,701	814,001	7,513,702
財源内訳	国庫支出金	988,364	92,979	1,081,343
	地方債	439,000	20,000	459,000
	その他	1,182,817	118,244	1,301,061
	一般財源	4,089,520	582,778	4,672,298

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
4款	衛生費	
	2項 環境衛生費	
	2目 食品衛生指導費	
	負担金、補助及び交付金	・生食用食肉処理設備補助金 2,000
	4目 環境保全費	
	負担金、補助及び交付金	・とっとり発グリーンニューディール市町村補助金 24,729 ・住宅用太陽光発電等導入推進補助金 22,000
8款	土木費	
	6項 住宅費	
	2目 住宅建設費	
	投資及び出資金	・被災者生活再建支援基金出捐金 661,524

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	15,000 千円			平成24年度	15,000 千円					15,000 千円
平成23年度 被災者向け民間賃貸住宅 借上げ事業費	12,600 千円			平成24年度から 平成25年度まで	12,600 千円					12,600 千円

条例名等	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 平成23年4月に他県において発生した生食用食肉の摂取による食中毒の事件に鑑み、食品の安全性を確保し、県民の健康の保護を図るため、生食用食肉の取扱い等に関する公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準を定める。</p> <p>(2) 中山間地域の農家等においても食事を提供する等食品の提供の機会が多様化していることに鑑み、これらに柔軟に対応することができるよう、飲食店営業等の施設基準のうち、衛生上支障がないと認められるものについて緩和する等の見直しを行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 生食用食肉の取扱いに関する公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準(以下「施設基準」という。)を次のとおり定める。</p> <p>ア 公衆衛生上講ずべき措置の基準 (生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理)</p> <p>(ア) 牛又は馬の肉であって生食用のもの(以下「生食用食肉」という。)を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。</p> <p>(イ) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。</p> <p>(ウ) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。</p> <p>(牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知)</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(ア) 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。</p> <p>(イ) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。</p> <p>イ 施設基準</p> <p>(ア) 他の設備と明確に区分された専用の処理台若しくは調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。</p> <p>(イ) 牛の生食用食肉を加熱殺菌を行うための十分な能力を有する専用の設備を設けること。</p> <p>(ウ) 牛の生食用食肉を加熱殺菌後、冷却を行うために十分な能力を有する設備を設けること。</p> <p>(2) 飲食店営業等の施設基準を次のとおり緩和するなどして、衛生上必要なものに限定する。</p> <p>ア 二槽式以上の洗浄設備及び給湯器の設置を義務付けていたが、洗浄設備の設置に改正する。</p> <p>イ 客席を設ける場合は、来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備の設置を義務付けていたが、これを廃止する。</p> <p>ウ 天井は、平滑で清掃しやすい構造を義務付けていたが、平滑であることを廃止する。</p> <p>(3) 附則(検討)</p> <p>知事は、牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、牛又は馬の肉又は内臓を取り扱う営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生上の見地から必要な施設の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成23年10月15日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示、追加項及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業施設の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(検討)</u></p> <p>2 <u>知事は、牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、牛又は馬の肉又は内臓を取り扱う業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 <u>生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理</u></p> <p><u>(1) 牛又は馬の肉であって生食用のもの（以下「生食用食肉」という。）を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。</u></p>	<p>(営業施設の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1及び2 略</p>

(2) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。

(3) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。

4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知

加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示すること。

(1) 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。

(2) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

(1) 営業施設の構造及び設備

ア 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。ただし、住居としての使用状況から公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

イ～エ 略

オ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作り、かつ、清掃しやすい構造とすること。

カ 略

キ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、清掃しやすい構造とすること。

ク 略

(2) 食品取扱設備等

ア 洗浄が必要な機械、器具、容器等を用いる場合は、耐水性の洗浄設備を設けること。

イ～エ 略

オ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。

カ 略

(3)及び(4) 略

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

(1) 営業施設の構造及び設備

ア 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。

イ～エ 略

オ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作り、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とすること。

カ 略

キ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

ク 略

(2) 食品取扱設備等

ア 洗浄設備を設ける場合は、耐水性のものであること。

イ～エ 略

オ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。

カ 略

(3)及び(4) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 略

イ 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合せ又は配膳を衛生的に行う場所及び放冷設備を設けること。

ウ 生食用食肉の調理を行う場合は、他の設備と明確に区分された生食用食肉を調理するための専用の調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうちアと同様とする。

(3)～(10) 略

(11) 食肉処理業

ア～ウ 略

エ 処理包装室には、洗浄設備及び給湯設備を設けること。

オ 生食用食肉の処理を行う場合は、他の設備と明確に区分された生食用食肉を処理するための専用の処理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。

カ 牛の生食用食肉の処理を行う場合は、次の設備を設けること。

(ア) 生食用食肉に付着した病原微生物を加熱により除去するための十分な能力を有する専用の設備

(イ) 加熱した生食用食肉の冷却を行うために十分な能力を有する設備

(12) 食肉販売業

ア 略

イ (11)の基準のうちエからカまでと同様とする。

(13) 食肉製品製造業

ア及びイ 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 略

イ 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合せ又は配膳室及び放冷設備を設けること。

ウ 二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

エ 客席を設ける場合は、来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。ただし、便所の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を来客者の使用に便利な位置に設置する場合は、これと兼用とすることができる。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうちア、ウ及びエと同様とする。

(3)～(10) 略

(11) 食肉処理業

ア～ウ 略

(12) 食肉販売業

ア 略

イ 処理室には、洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(13) 食肉製品製造業

ア及びイ 略

ウ (11)の基準のうちエと同様とする。
(14)～(16) 略
(17) 食品の冷凍又は冷蔵業
ア 営業施設には、冷凍設備又は冷蔵設備を設けること。
イ 原料を保管する場合は、区画された原料置場を設けること。
ウ 略
(18)～(24) 略
(25) みそ製造業
ア こうじを製造する場合は、こうじ製造機又は区画されたこうじ室を設けること。
イ 略
(26)～(31) 略
(32) そうざい製造業
ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、放冷を衛生的に行う場所及び放冷設備を設けること。
イ (3)の基準と同様とする。

(33)及び(34) 略
3 自動車による移動型の営業施設についての特例
(1) 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業
ア及びイ 略
ウ 営業施設の床及び床面からおおむね1メートルの高さの内壁は、耐水性材料で作り、清掃しやすい構造とすること。
エ 営業施設の天井は、清掃しやすい構造とすること。
オ～ケ 略
コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。
サ 略
シ 営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。
ス及びセ 略
(2) 略
(3) 食肉販売業

ア 略
イ 処理室には、耐水性の洗浄設備を設けること。

ウ (12)の基準のうちイと同様とする。
(14)～(16) 略
(17) 食品の冷凍又は冷蔵業
ア 営業施設には、原料置場、冷凍室又は冷蔵室があり、区画されていること。
イ 略
(18)～(24) 略
(25) みそ製造業
ア こうじを製造する場合は、こうじ室があり、区画されていること。
イ 略
(26)～(31) 略
(32) そうざい製造業
ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、放冷室があり、区画されていること。
イ (1)の基準のうちウ及び(3)の基準と同様とする。
(33)及び(34) 略
3 自動車による移動型の営業施設についての特例
(1) 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業
ア及びイ 略
ウ 営業施設は、耐水性材料で作り、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造とすること。
エ 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。
オ～ケ 略
コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。
サ 略
シ 営業施設には、40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。
ス及びセ 略
(2) 略
(3) 食肉販売業
ア 営業施設には、18リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。
イ 略

<p>ウ (1)の基準(カを除く。)と同様とする。 <u>ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態については、(1)の基準のうちオ、シ及びスは、適用しない。</u></p> <p>(4) 魚介類販売業 ア 略</p> <p>イ (1)の基準(カを除く。)及び(3)の基準のうちイと同様とする。<u>ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態については、(1)の基準のうちオ、シ及びスは、適用しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 露店形態による営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 ア～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。</u></p> <p>サ <u>営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>シ及びス 略</p>	<p>ウ (1)の基準(オ及びカ(容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態に限る。)) <u>並びにシを除く。)と同様とする。</u></p> <p>(4) 魚介類販売業 ア 略 イ (1)の基準(シを除く。)及び(3)の基準のうちアと同様とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 露店形態による営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 ア～ケ 略</p> <p>コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、<u>外部から見やすい位置に温度計を設けること。</u></p> <p>サ <u>40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。</u></p> <p>シ及びス 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県食品衛生法施行条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による許可について適用する。

条例名等	鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県立大山駐車場の指定管理期間が平成24年3月末で満了することに伴い、平成24年度以降の指定管理者の経営の安定に資するよう、指定管理の期間を5年間とする。</p> <p>2 概要 (1) 指定管理者の管理の期間を5年間とする。(現行は3年間) (2) この条例に定めるもののほか、大山駐車場の管理に関するその他必要な事項は、県との管理に関する協定に基づいて指定管理者が定めるものとする。(現行は規則委任) (3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取県条例第69号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>駐車場(当該駐車場に附属する公衆便所、場内道路その他の附帯施設を含む。以下同じ。)</u>の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>駐車場(当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含む。以下この条、次条、第8条及び第13条において同じ。)</u>の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 略</p>
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事から指示があつた場合又は知事の承認があつた場合には、指定管理者は、第1項の利用時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして知事の承認を得て指定管理者が定める場合に該当するとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして<u>規則で定める場合に該当するとき。</u></p>

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

別表 (第2条関係)

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいう。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上横原駐車場」とは、大山横原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいう。

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

別表 (第2条関係)

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上横原駐車場」とは、大山横原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例第3条の知事の指定を受けて鳥取県立大山駐車場の管理を行っている指定管理者の当該管理の期間については、なお従前の例による。

条 例 名 等	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する住宅管理人の共益費等に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 倉吉市福庭町一丁目13番地 県営住宅河北団地2-1棟住民</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、和解の相手方に対し、住宅管理人が私的に使用した共益費等相当額の損害賠償金の支払義務があることを認め、302,935円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要</p> <p>ア 事件の発生年月日 平成23年1月1日から同年3月5日まで</p> <p>イ 事件の内容 県営住宅河北団地2-1棟において、県が任命し、県営住宅の管理に関する補助的業務を行っていた住宅管理人が、当該県営住宅の共益費等を私的に使用したこと で生じた損害について、住宅管理人が私的に使用した共益費等相当額を支払うこと で和解しようとするものである。</p> <p>(4) その他 今後、当該住宅管理人に対し求償する。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について (平成23年6月27日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 風致地区内における建築物の建築等について許可を要しない機関である独立行政法人雇用・能力開発機構を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に改める。</p> <p>3 施行期日 平成23年10月1日</p>

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について</p> <p>(平成23年8月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成23年8月26日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 相手方</p> <p>県営住宅入居者 2名</p> <p>保証人 2名</p> <p>(2) 請求の要旨</p> <p>県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

報告第6号

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部公 園自然課	物品 保守	液晶ディスプレイ	1式	島根県松江市白濁本町63番地 山陰総合リース株式会社	549,360	平成23年4月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県立東郷湖 羽合臨海公園
2	西部総合事務 所	物品 保守	監視用テレビカメラ	1式	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 セコムクレジット株式会社	9,796	平成23年8月1日 ～平成24年7月31日	鳥取県西部総合 事務所県民局大 山自然歴史館